

国立大学法人埼玉大学における会計監査人候補者の公募について

平成28年 4月 6日
国立大学法人埼玉大学

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人の監査を受けることとされています。

また、国立大学法人における会計監査人は、文部科学大臣が選任することとされていますが、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、会計監査人候補者名簿を文部科学大臣に提出することとされており、

つきましては、本学の会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人又は公認会計士の方から下記のとおり提案書を募集いたします。

記

1 会計監査人の資格

国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であること。

2 会計監査人の任期等

今回の候補者の選定は、平成28年度から平成30年度までの複数年にわたる候補者の選定とします。ただし、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約となります。このため、任期は平成28年度の財務諸表についての国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第42条に規定する財務諸表承認日までとなります。

平成29年度及び平成30年度については、各年度、候補者より前年度の監査業務の実績報告書並びに当該年度の監査提案書及び監査報酬見積書を提出していただき、本学においてその内容を確認し、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとします。

なお、選定された者が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象となります。

3 提出書類

- (1) 提案書 10部 A4判縦（横書き左綴じ）又はA4判横（横書き上綴じ）
（別紙「提案書の記載事項について」のとおり。）
- (2) 監査報酬見積書 平成28年度から平成30年度 各年度別に1部
- (3) 貴法人等の概要が記載されたパンフレット等 10部

4 会計監査人候補者の選定方法

提出された提案書及び監査報酬見積書等により、総合的に評価して候補者を決定します。

5 提出期限

平成28年4月15日（金）17時まで

6 その他

- (1) 候補者の選定にあたり、提案書を基にヒアリングを行う場合があります。
- (2) 各応募者から提出された提案書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、公開する法人文書の対象となりますので、守秘することを要望される事項が有る場合は、当該事項を指定してください。
- (3) 会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることができませんので、その旨ご留意願います。

〈提出及び照会先〉 〒338-8570
さいたま市桜区下大久保255
埼玉大学監査室（担当：尾澤）
電 話 048-858-9134
F A X 048-858-3677
E-mail kansa@ml.saitama-u.ac.jp

提案書の記載事項について

1 監査法人等の概要

- (1) 監査法人の名称等（名称、代表者氏名、所在地、出資金）
- (2) 人員（社員数、職員数、公会計部門対応者人員（うち国立大学法人対応者人員））
- (3) 関与会社数
- (4) 金融庁又は日本公認会計士協会から平成25年4月以降に監査上の重大な問題等における指摘（指導、処分含む）の有無（有の場合はその内容を記載）
- (5) 会計監査人の資格の有無

2 国立大学法人及び独立行政法人等に関与した業務の実績等

- (1) 国立大学法人会計又は独立行政法人会計制度に関連する検討会議・専門部会等への平成25年度以降の関与実績（会議名等及び就任期間を年度別に記載）
- (2) 国立大学法人及び独立行政法人等公的機関における平成25年度以降の会計監査の実績（年度別に大学名等を記載）

3 国立大学法人埼玉大学に対する会計監査等の提案内容

- (1) 監査実施の基本方針・考え方
- (2) 具体的な監査実施方法（平成28年度から平成30年度：年度ごとに）
 - ① 監査計画（年間の監査実施日程）
 - ② 監査方法
- (3) 監査担当予定者の構成等（平成28年度から平成30年度：年度ごとに）
 - ① 実際に監査を行う担当予定者の構成（実際に監査を担う監査組織及び担当予定者の構成）
 - ② 実際に監査を行う担当予定者の実務経験等（略歴、実務経験等）
 - ③ 実際に監査を行う担当予定者の国立大学法人及び独立行政法人等公的機関の監査実績の有無（有の場合は大学名等を記載）
- (4) 日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理体制（日本公認会計士協会が実施した直近の品質管理レビューの結果も記載）

4 監査報酬見積（平成28年度から平成30年度：年度ごとに）

- (1) 会計監査費用の見積額
- (2) 見積報酬算定内訳（旅費等の必要経費を含むものとし総価金額ではなく、個々の資格者区分に応じた執務予定人数（延べ日数も記載）を入れて明記すること）
- (3) 見積報酬の考え方（監査日程等契約内容に大幅な変更が生じたときの処理方法も記載）

5 その他参考となる事項

- (1) 本学からの質問・相談等への適時適切なアドバイス、最新の情報提供など
- (2) 国立大学法人の決算処理について重要なポイントと考えられる見解等